

柏市民納骨堂管理使用規定

(目的)

第1条

この規定は、柏市民納骨堂の管理使用に関する基準を定め、その管理、使用の適正化を図ることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条

名称 柏市民納骨堂

位置 柏市逆井 516-3

(管理者)

第3条

納骨堂は、宗教法人観音寺が管理し、管理業務を株式会社柏市民納骨堂がサポートする。

(使用目的)

第4条

1.納骨堂内に壇を設け納骨壇とする。

納骨壇は、焼骨の収蔵または埋蔵の用に供するものとする。

2.納骨堂内に棚を設け納骨マンションとする。

納骨マンションは、焼骨の収蔵または埋蔵の用に供するものとする。

3.納骨堂敷地内に合葬用の永代供養墓を設け、合同墓とする。

合同墓は、焼骨の埋蔵の用に供するものとし永代管理・永代供養される。

(使用資格)

第5条

使用者の宗教は、宗旨宗派の如何を問わない。

(使用の申込と使用权)

第6条

納骨壇・納骨マンション・合同墓の使用を希望する者は、柏市民納骨堂窓口にて、所定の「柏市民納骨堂御利用願」に必要事項を記載して申込むとともに、必要とする各書面を提出し、この法人から柏市民納骨堂使用の承諾を得なければならない。

(使用料)

第7条

前条により柏市民納骨堂の承諾を得た者は、別に定める使用料金を所定の時期に納入しなければならない。

(使用権)

第8条

納骨壇・納骨マンション・合同墓の申込者は、第6条による「寿陵証明証・埋葬証明証」を受領し、また前条に定める使用料金を完納したときに納骨壇・納骨マンション・合同墓の使用者（以下「使用者」という）となる。

(管理料)

第9条

使用者は、柏市民納骨堂の管理に要する経費として、別に定める管理料を購入時期に照らし合わせ7月締めにて納入しなければならない。（柏市民納骨堂より払込票を郵送）

(第7条及び9条に定める料金等)

第10条

1.納骨壇及び納骨マンションは、納骨後契約が解除にならない限り使用できる事とする。但し、第4項に定める場合にはこの限りでない。

(納骨壇)

管理料等は預託年数により異なり、別途定める。

納骨壇申込時に第2項に定める合同墓料金(基数分)も含まれているものとする。

(納骨マンション)

管理料等は預託年数により異なり、別途定める。

申込時に第2項に定める合同墓料金(基数分)も含まれているものとする。

(合同墓)

使用料は別途定める、管理料は無料とする。

2. 規定年数又は預託年数経過後、柏市民納骨堂が遺骨を合同墓に埋葬する。
3. 納骨壇使用者は、規定年数経過後も継続費用(使用料金の半額)を支払い、柏市民納骨堂がこれを認めた場合は使用期間の延長することができる。
4. 納骨壇・納骨マンション使用者が死亡または管理料の未納となった場合は、その時点から1年以内に第11条に定める継承又は未納を解消しない限り、柏市民納骨堂は遺骨を合同墓に埋葬する。
5. 納骨マンションの設置場所及び各使用者の使用場所については柏市民納骨堂が決めるものとする。

(使用権の継承等)

第 11 条

1. 使用者が死亡したときは、民法第 897 条の規定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が、その地位を継承する。
2. 前項の場合には、継承者は、継承の事実を証する書面をもって、柏市民納骨堂に遅滞なくその旨を届け出なければならない。
3. 使用者が、その権利を直系血縁者以外に譲渡し、または転貸し或いは他人に使用させることはできない。また、債権担保の用に供してはならない。

(使用者の義務)

第 12 条

1. 納骨壇・納骨マンション・合同墓に焼骨の収蔵をしようとするときは、あらかじめ柏市民納骨堂に対し、別に定める「埋葬（改葬）申込書」に所定事項を記載し、提出しなければならない。
2. 使用者が、その住所を変更したときは、遅滞なく新住所を柏市民納骨堂に届け出なければならない。

(使用者による納骨壇等の返還)

第 13 条

使用者はその納骨が不要になったとき直ちに柏市民納骨堂に届け出をし、原状に復してこれを返還することができる。

(法人による使用権の解除)

第 14 条

1. 使用者が、次の各号の一つ以上に該当する場合には、柏市民納骨堂は相当の期間を定めて使用者に対し、その使用権を解除することができる。
 - (ア)使用者が死亡し、1 年を過ぎても祭祀を継承する者が判明しないとき。
 - (イ)使用者の所在が不明となり連絡が取れなくなって 1 年が経過したとき。
 - (ウ)管理料を 1 年間滞納し支払の見込みのないとき。
 - (エ)本規定に反した行為及び柏市民納骨堂や他の使用者に迷惑を及ぼす行為があったとき。
 - (オ)第 19 条に該当していた場合。
2. 前項により使用権を解除されたときは、使用者はその納骨壇等を現状に復して柏市民納骨堂に返還しなければならない。
3. 使用権を解除された後 1 年以内に、使用者であったものが前項の措置を行わなかった場合には、柏市民納骨堂は当該焼骨の合同墓への埋葬手続きをすることができる。
4. 第 1 項(ア)(イ)(ウ)の事項が発生した場合、収蔵された焼骨は合同墓へ埋蔵する。

(使用料及び管理料の還付)

第 15 条

既納の使用料及び管理料は理由の如何を問わず、還付しない。第 13 条にかかる返還の場合も同様である。

(運営管理と責任)

第 16 条

1. 毎年の盆、彼岸における法要と、納骨堂の清掃、環境整備等の日常管理とそれに付随する事務管理に要する費用は、管理料をもってこれに充てる。
2. 使用者がその責に帰すべき事由により納骨堂内の付帯設備等を損傷したときは、自己の責任でこれを復元するものとする。
3. 納骨堂内で起こる自然災害等の不可抗力による事故、又は第三者によって生じた事故並びに盗難等については、この法人はその責を負わない。
4. 第 14 条に基づき遺骨を合同墓に埋葬した際、遺骨の返還はしない。
また柏市民納骨堂はその責を負わない。

(管理権に基づく措置)

第 17 条

1. 柏市民納骨堂が、公用収用の必要のため又は土地の整備、補修その他の必要のため、使用者に対して改葬を求めたときは、使用者はこれを拒んではならない。
2. 前項の場合には、柏市民納骨堂が代替場所及び改装に伴う費用を補填する。
3. 柏市民納骨堂が、経年劣化により納骨堂の改修を行った際は納骨壇より合堂墓へ合祀をするが改修後再度納骨壇を希望する場合は
所定の価格より一定の値引きをした金額での納骨壇を購入可能とする。

(規則の改定)

第 18 条

1. 関連法律・条令の改正があった場合、本規則を改定することがある。
2. 物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変により、契約金額の単価が著しく不相当であると認められる場合は規則の改定を行う。

(反社会的勢力の排除)

第 19 条

契約者または埋葬者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないこと。

- (1)暴力団員等が実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (2)自己、親族もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (3)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (4)契約者または埋葬者が実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

附則

1. 本規定は、令和2年10月1日より施行する。
2. 本規定改定は令和3年2月1日より施行する。(第19条 反社会的勢力の排除)